Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

VOL.13 2003年10月03日

台湾特許法改正
（実用新案出願の経過措置について）
（その2）

2003年2月6日付公布の台湾特許法改正において実用新案出願の方式審査による登録制度が導入されたことに伴い、実用新案出願に係る経過措置の運用について、台湾特許庁（経済部知的財産局）より、2003年9月26日付にて追加の通知が出されました。

当該通知の概要を、次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 当局としては、出願件数及び審査確定件数から判断すると、今年（2003年）11月1日以降に再審査請求を行った実用新案出願は、2004年7月1日新法施行後においても、審査を確定できない虞れがあるため、方式審査のみに改める。また、2003年10月31日以前に再審査請求を行った実用新案出願についても、速やかに処理するが、方式審査による登録に改める可能性がある。

2. 前記の通り、今年（2003年）11月1日以降に再審査請求を行った実用新案出願に対する当局の取扱については、新法の施行後に伴う大幅な変更予定があるので、準備できるよう、ここにて通知する。

以上